

安全データシート

会社名：株式会社 高純度化学研究所

住 所：〒350-0284 埼玉県坂戸市千代田 5-1-28

電 話：049(284)1511 F A X：049(284)1351

作成部門：品質保証部

整理番号：MG104PAG

作 成：1996年 7月 5日

R3：2016年11月10日

1 化学物質等及び会社情報

1.1 製品情報

製品名：MgS 硫化マグネシウム Magnesium sulfide

カタログ#	MG104PB	-
純度, 形状, 備考	99.9%(3N), 粉末, -	99.9%(3N), ターゲット, φ50.8×t5 各種サイズ

1.2 会社情報 上部に記載

2 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	環境に対する有害性	物理化学的危険性
皮膚腐食性/刺激性：区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：区分2 特定標的臓器毒性(単回暴露)：区分3	データなし	水反応可燃性化学品：区分3

GHS ラベル F W

絵表示



注意喚起語 警告

危険有害性情報	注意書き
水に触れると可燃性/引火性ガスを発生 皮膚刺激 強い眼刺激 呼吸器への刺激のおそれ	湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。 取り扱いの際には保護眼鏡、手袋、保護マスク、保護衣が必要な保護具を着用すること。 粉塵、ミストの吸入を避ける。取扱い中の飲食喫煙を避け取扱い後は手洗いを励行。 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用時には洗濯すること。 消火の際には防火服を着用し、消火方法を事前に確認すること。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、楽な姿勢で休息させる。 眼に入った場合、流水で数分間注意深く洗う。刺激が続く場合は、医師の診断を受ける。 皮膚についた場合、直ちに汚染された衣類をすべて取り除き、皮膚を多量の流水/シャワーで流しながら石鹸を用いてよく洗い落とす。皮膚に異常があれば医師の診断を受ける。 暴露した時、または気分が悪い時は医師に連絡すること。 涼所に置き、日光を避ける。容器を密閉して換気の良いところで保管する。 施錠して保管すること。 内容物/容器を法規に従って廃棄すること。

国・地域情報：・ 対応法規制なし

その他の危険有害性：・ 加熱により刺激性又は有毒なガスやヒュームを生じる。

- ・ 水や酸との接触により刺激性又は有毒な可燃性のガスを生じる。
- ・ 該当項目に参考情報を記載した。

3 組成, 成分情報	単一製品, 混合物の区分: 単一製品
化学名: 硫化マグネシウム	Magnesium sulfide
化学式: MgS	組成: 100%
P R T R 法: 非該当	
官報公示整理番号: ・ 化審法 新規化学物質	
C A S #: 12032-36-9	RTECS#: 登録なし
T S C A : 登録	E I N E C S : 2347711

4 応急措置

- 目に入った場合: ・ 流水で眼を最低15分間洗浄し、眼科医の手当を受ける。
- ・ 洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球・瞼の隅々まで水が行き渡るようにする。
- 皮膚に着いた場合: ・ 物質に触れた部分を多量の水を流しながら、石鹼を使ってよく落とす。
- ・ 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、医療処置を受ける手配をする。
- 吸入した場合: ・ 被災者を空気の新鮮な所に移し、医療処置を受けさせる。
- ・ 鼻をかませ、うがいをさせる。
- 飲み込んだ場合: ・ 直ちに医療処置を受ける手配をする。水でよく口の中をうがいさせる。

5 火災時の措置

- 一般的注意: ・ 加熱すると分解して可燃性、毒性のガスを発生するおそれがある。
- ・ 消火の際には必ず保護具を着用する。
 - ・ 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合には、容器及び周囲に散水して冷却する。
- 消火方法: ・ 消火に水又は泡消火器は用いない。
- 消火剤: ・ 粉末、ソーダ灰、石灰、乾燥砂

6 漏出時の措置

- 一般的注意: ・ 可能であれば漏れを止める。
- 処理作業員に対する注意: ・ 作業の際には保護具を着用し、粉末の付着、吸入を防ぐ。
- ・ 屋内の場合処理が終わるまで十分に換気する。屋外では風上から作業する。
- 環境影響に対する注意: ・ もれ出た物質や希釈水が河川等に排出されないよう注意する。
- もれ出た物の処理に対する注意: ・ できるだけ掃き集めて密閉できる空容器に回収する。

7 取り扱い及び保管上の注意

取扱上の注意

- * 作業員の暴露防止: ・ 適切な身体保護具を着用し、局所排気装置を利用して作業員が物質の蒸気や粉塵を吸引しないようにする。
- * 火災や爆発の防止: ・ 火気、加熱、衝撃、摩擦を避け、静電気、衝撃、火花等による着火源の生じないようにする。

保管上の注意

- * 一般的注意: ・ 容器を密閉し、乾燥した冷暗所に保管する。

8 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度: ・ 作業環境評価基準(2015) 規定なし。
- 許容濃度: ・ 日本産業衛生学会(2016) 第3種粉塵 8mg/m³(総粉塵), 2mg/m³(吸入性粉塵)
- ・ ACGIH(2013), OSHA(2006); 記載なし。
- 設備対策: ・ 粉塵に暴露される可能性のある場合は局所排気設備等を使用すること。
- 保護具: ・ 空気呼吸器, 防塵マスク, 保護眼鏡, 保護手袋

9 物理的及び化学的性質

注) 指数以外の右肩付数は温度(°C)

外 観 等 : ・ 結晶性固体

化 学 式 : MgS

式 量 : 56.4

融 点 : >2000 °C分解

密 度 : 2.68 g/cm³

溶 解 性

* 水 : ・ 分解

* 可 溶 : ・ 酸

可燃性 : ・ データなし。

酸化性 : ・ なし。

10 安定性及び反応性

化学的安定性 : ・ 容器を密閉して、室温保管で安定。

・ 大気中の水分と徐々に反応し、硫化水素を発生する。

反応性 :

* 避けるべき条件 : ・ 熱、湿気

* 混触危険物質 : ・ 酸化剤、酸

11 有害性情報

急性毒性 : ・ GHS 判定 データなし。

皮膚腐食性/ 刺激性 : ・ GHS 判定 区分 2 ; 皮膚刺激

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : ・ GHS 判定 区分 2 ; 強い眼刺激

呼吸器感作性/皮膚感作性 : ・ GHS 判定 データなし。

生殖細胞変異原性 : ・ GHS 判定 データなし。

・ 変異原性が認められた既存化学物質等(平成 27 年 12 月 7 日現在)に該当しない。

発がん性 : ・ GHS 判定 データなし。

・ 日本産業衛生学会(2016), IARC(2016), NTP(2014)及びACGIH(2013)に記載なし。

生殖毒性 : ・ GHS 判定 データなし。

特定標的臓器・全身毒性

単回曝露 : ・ GHS 判定 区分 3 ; 呼吸器への刺激のおそれ

反復曝露 : ・ GHS 判定 データなし。

吸引性呼吸器有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

12 環境影響情報

水生環境急性/慢性有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

オゾン層への有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

・ フロン, ハロンでない。

魚毒性 : ・ 現在のところ知見なし。

分解性 : ・ 現在のところ知見なし。

蓄積性 : ・ 現在のところ知見なし。

土壌中の移動性 : ・ 現在のところ知見なし。

13 廃棄上の注意

廃棄方法 : ・ 専門の業者に委託する。

特別管理産業廃棄物 : ・ 該当しない。

1 4 輸送上の注意

国連分類 : クラス 4.3(水反応可燃性物質 PG. III)

国連番号 : 3134

輸出統計 : 2830.90-000

輸入統計 : 2830.90-090

陸上輸送 :

- ・ 道路法, 消防法 : 非危険物
- ・ 毒物及び劇物取締法 : 普通物
- 高圧ガス保安法 : 該当せず。

海上輸送

- ・ 船舶安全法 : 危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質類 品名 ; その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
副次危険性等級 ; 6.1 容器等級 ; III
積載場所 旅客船以外及び旅客が規定数以下の旅客船 甲板上/下積載 ; 旅客が規定数以上の旅客船 甲板- / -
- ・ 港則法 : 非危険物

航空輸送

- ・ 航空法 : 爆発物等輸送許容物件 水反応可燃性物質類 品名 ; その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
ラベル ; J, M, 等級 ; 3

海洋汚染 :

- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 : 海洋汚染物質に該当しない。

1 5 適用法令

◆規制条項

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 : ◆化審法 新規化学物質
- ・ 労働基準法 : ◇該当項目なし
- ・ 労働安全衛生法 : ◇名称通知物質や危険物、特定化学物質等に該当しない。
- ・ 毒物及び劇物取締法 : ◇普通物 (毒物、劇物でない)
- ・ 消防法 : ◇非危険物 (非届出物質)
- ・ 化学物質管理促進法(P R T R 法) : ◇非該当
- ・ 道路法 : ◇非危険物
- ・ 船舶安全法 : ◆危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質類 品名 ; その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
- ・ 港則法 : ◇非危険物
- ・ 航空法 : ◆爆発物等輸送許容物件 水反応可燃性物質類 品名 ; その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
- ・ 外国為替及び外国貿易管理法
 - * 輸入貿易管理令 : ◇自由化品目
 - * 輸出貿易管理令 : ◆補完的輸出規制 16 項該当
- ・ 環境基本法 : 環境基準 ◆大気(浮遊粒子状物質)◆水質(浮遊物質)◇土壌(-)
- ・ 大気汚染防止法 : ◆粉塵、煤煙 : 煤塵
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 : ◇特定物質でない。
- ・ 悪臭防止法 : ◇悪臭物質に該当しない。
- ・ 下水道法 : ◇該当項目なし。
- ・ 水質汚濁防止法 : ◆排水基準(浮遊物質) ◇地下浸透規制(-)
- ・ 土壌汚染対策法 : ◇該当なし。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : ◇特別管理産業廃棄物に該当しない。
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 : ◇海洋汚染物質に該当しない。

16 その他

参考文献：

- 1) 日本化学会編, 化学便覧 基礎編 改訂 5 版 ; 丸善
- 2) 化学大辞典 ; 共立出版
- 3) David R. Lide, CRC Handbook of Chemistry and Physics 76th Ed., CRC Press
- 4) P.G.Stecher et al. ; The Merck Index 11th Ed.
- 5) 化学物質総合情報提供システム (CHRIP ; (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE))

注意事項：・ 本情報は製品に対しての品質保証や安全保証をするものでなく、製品の危険、有害性等に関する情報を提供するものです。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策をお願いいたします。